

要介護認定等に係る資料の提供について

板 野 町

板野町では、ケアプラン作成など、介護保険事業の適切な運営のため必要とされる場合に、要介護認定等に係る資料の閲覧及び写しの交付(以下「閲覧等」という)による方法で、被保険者に関する情報を提供します。

▶提供できる資料

①認定調査票(概況調査・基本調査・特記事項)

②主治医意見書

※ この運用については、要介護・要支援認定申請が、平成31年4月1日以降に行われたものであって、この申請に係る①②が作成されたものから適用し、介護認定審査会で審査判定を終えたものからとする。ただし、写しの交付に限り、現に有する要介護認定等に係る資料のみとし、過去の資料は対象外とする。

▶資料請求することができる者

①介護保険サービスの提供に係る契約をしている

居宅介護支援事業所 特定施設入居者生活介護事業所 介護保険施設 小規模多機能型居宅介護事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス事業所) に所属する担当介護支援専門員

②地域密着型サービスの提供に係る契約をしている

認知症対応型共同生活介護事業所 に所属する担当介護支援専門員または計画作成者

③地域包括支援センターに所属する職員又は当該地域包括支援センターから介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを委託された居宅介護支援事業所に所属する担当介護支援専門員

▶具体的な閲覧等に関する手続きは、次のとおりです。

1 閲覧

(土曜・日曜・祝日を除く、役場開庁時間帯の8:30~17:00)

①閲覧日当日、『要介護認定等資料閲覧等請求書』を窓口に出してください

※ 本町では、閲覧日時の予約を受付けていませんので、混み具合により、時間をずらすなど、時間調整をお願いすることもあります。

②書面提出の際に、福祉保健課職員が身分確認します

※ 「介護支援専門員証」及び事業所発行の「身分証明書」(名札・名刺でも可)のコピー(以下、「専門員証」という)を請求書裏面に貼り付けたうえで、お越してください。

※ 書類に不備がありましたら、閲覧できませんので、改めてお越しいただくことになります。

③確認し問題なければ、資料を閲覧できます

※ 今後は、請求者本人が来られていない場合は、閲覧をお断りします。(代理人は閲覧できません)

④閲覧終了後、全資料を返却ください

2-1 窓口での 写しの交付

(土曜・日曜・祝日を除く、役場開庁時間帯の8:30~17:00)

①『要介護認定等資料閲覧等請求書』を窓口に出してください

②書面提出の際に、福祉保健課職員が身分確認します

※ 専門員証を請求書裏面に貼り付けたうえで、お越してください。

※ 書類に不備がありましたら、その場では交付しません。

③確認し問題なければ、請求者本人が来られている場合のみ、交付資料をお渡しします

2-2 郵送による 写しの交付

①『要介護認定等資料閲覧等請求書』を福祉保健課(下記住所)に送付ください

◆ 郵送による手続きでは、次の書類を送付してください。

・要介護認定等資料閲覧等請求書

専門員証を請求書裏面に貼り付けを、忘れずにお願いします。

・サービス提供契約書等の被保険者本人との関係性を確認できる書類の写し

・請求者が所属する事業所に送付しますので、簡易書留郵便料金分の切手を貼り、宛先・宛名を記載した封筒

②送付物を確認し問題なければ、提供資料を発送します

※ 請求から交付(発送)までに、日数を要する場合がありますので、ご了承ください。

※ 送付物に不備がありましたら、書類が整い次第、対応します。

【問い合わせ先】

板野町福祉保健課 介護保険係

〒779-0192 板野郡板野町吹田字町南22-2

088-672-5986